

新興企業市場の取引に関する説明書

新興企業市場の上場基準はいわゆる研究開発型、ベンチャー企業型の企業が株式市場を利用しやすい基準として設けられております。したがって、既存市場と比べて創業間もない企業や財務基盤が形成途上の企業が上場されている場合があります。

また、これらの市場は既存市場と比べて創設が間もないことから、同様の流動性や価格形成が確保されるとは限りません。

以下の取引所に上場する銘柄への投資にあたっては、このような特徴を十分ご理解いただき、上場企業が公表する開示資料をご確認のうえ、お客さまご自身の判断と責任においてご投資ください。

東京証券取引所「グロース市場」について

- 東証グロースは、高い成長可能性を実現するための事業計画及びその進捗の適時・適切な開示が行われ一定の市場評価が得られる一方、事業実績の観点から相対的にリスクが高い企業向けの市場です。
- 既存の東証市場で要件とされる「利益の額」および「純資産の額または時価総額」について一定の過去の実績は求められていません。

名古屋証券取引所「ネクスト市場」について

- 将来のステップアップを見据えた事業計画及び進捗の適時・適切な開示が行われ、一定の市場評価を得ながら成長を目指す企業向けの市場です。
- 既存の名証市場で一定の要件が必要とされる「流通株式数」、「流通株式比率」、「純資産の額」および「利益の額」について一定の過去の実績は求められていないため、成長過程のより早い段階において株式公開することが可能です。

福岡証券取引所「Q-Board」について

- Q-Board は、新しい技術またはユニークな発想に基づき、もしくはその他の理由により、今後の成長の可能性があると認められた主に九州周辺に本社を有する企業に対して、資金調達の場を提供することを目的とした市場です。
- 既存の福証市場で一定の要件が必要とされる「利益の額」について一定の過去の実績は求められていません。

札幌証券取引所「アンビシャス」について

- アンビシャス市場は新ビジネスに挑戦する成長企業あるいは従来型の企業の経営上の工夫などにより、成長が期待される企業に対して、円滑に、かつ機動的に資金調達を行うことのできる場を提供するとともに、投資家に新たな投資機会を提供することを目的とした市場です。
- 既存の札証市場で一定の要件が必要とされる「上場株式数」および「株式の分布状況における少数特定者持株比率」について一定の過去の実績は求められていません

金融商品取引所等が取引を制限している場合や、弊社が自主的に売買を制限している場合、ご注文をお受けできないことがあります。また、上場が廃止されると売却の機会を失う場合があります。なお、売買・決済については、既存の金融商品取引所上場銘柄と同様のお取扱いとなります。